

加賀市スポーツ推進条例（案）に対する 意見募集の結果について

加賀市スポーツ推進条例の制定に向けて、下記のとおり、意見公募（パブリックコメント）を行ったところ、1件の御意見が寄せられましたので、お知らせいたします。

記

【公募案件の概要】

案 件 名	加賀市スポーツ推進条例(案)意見募集
公募期間	令和5年3月3日(金)～令和5年3月16日(木)
供覧資料	加賀市スポーツ推進条例(案)
周知方法	市役所、山中温泉支所、各出張所、各図書館、議会ホームページにて資料を供覧
提出方法	持参、郵送、ファクス、電子メール、資料供覧場所に配置の意見箱に投函

【募集結果】 1件1名

詳細は別紙のとおり

加賀市スポーツ推進条例(案)意見一覧

番号	ご意見	加賀市議会の回答
1	<p>健康で暮らしやすいまちづくりのために、意義ある条例とおもいます。よりよい条例となるよう、意見をお伝えさせていただきます。</p> <p>スポーツ団体の役割にガバナンスの向上・指導者の養成・資質向上の盛り込みを</p> <p>①第6条(スポーツ関連団体の役割)に次の【】内を追加してください。</p> <p>「スポーツ関連団体は、市民等がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及及び競技水準の向上を図るための活動の実施【、指導者の養成・資質向上、ガバナンス能力の向上、情報公開の促進】等【、】スポーツの推進【および運営体制の向上】に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(理由・説明)</p> <p>(1) 第18条で市の責務として「指導者等の確保及び養成」が掲げられていますが、これらはスポーツ団体がまず率先して取り組む課題であり、第6条にも明記すべきです。</p> <p>(2) スポーツ団体の中には、指導者による「愛のムチ」に名を借りた暴力やセクハラといった問題がしばしば報道されています (学校の部活を含む)。こうした問題について、スポーツ庁はコンプライアンスや適切なガバナンスの欠如によるものであり、防止あるいは適切に対処するためには、</p>	<p>この度は加賀市スポーツ推進条例に関して、ご意見を頂きましてありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見について、議員及び議会事務局で協議いたしました。</p> <p>本条例では「スポーツ関連団体」を、「市内においてスポーツ活動を行う法人その他の団体」と定義しております。このうち、「その他の団体」については、主に市内のスポーツ同好会などを対象として考えており、それら任意の団体の役割にまで指導者の養成・資質の向上、ガバナンス能力の向上、情報公開の促進などを求めることは難しいと考えております。</p> <p>また、自主性・自律性を尊重した新しい指導法やジェンダー平等の視点についてですが、本条例はあくまで理念的な条例であります。頂いたご意見についてはより具体性のある内容となっているため、条例第10条の「スポーツ推進計画等の策定」に定めております、市教育委員会が策定するスポーツ推進計画の策定段階で検討すべき事項と考えられます。</p> <p>以上の理由により、今回の条例には含めないという結論に至りました。</p> <p>しかしながら、市議会ではこれらの内容については大変重要な課題であると認識しており、スポーツ推進計画等と本条例との整合性を図りつつ、頂いたご意見もふまえた計画策定がされるよう、市教育委員会からの意見照会等があった際には、本条例の基本的姿勢のみならず、スポーツ関連団体に対する適切な指導等がなされているかといった視点でも、確認に努めていきたいと考えております。</p>

スポーツ団体は運営の透明性・ガバナンスの向上に取り組む責任を訴えています。

- (3) さらに、スポーツ庁は、こうした問題を防止・適切な対処できるよう、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範として、2019年に「スポーツ団体ガバナンスコード

〈中央競技団体向け〉〈一般スポーツ団体向け〉」をそれぞれ策定し、別添のセルフチェックシートを活用した、自主的な説明・公表を求めています。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm

〈2〉自律性と人権を尊重するスポーツを支援する条例に

スポーツ団体の一部には行き過ぎた勝利至上主義や暴力・ハラスメントがみられ、それらがスポーツをかえって遠ざけたり、スポーツ嫌いを生んでいる面は否定できません。

それらはスポーツのあるべき姿ではありません。スポーツの良い面を引き出しつつ、マイナス面を生まないようにするには、スポーツ参加者の自主性・自律性そして人権を尊重するよう、新しい指導法の普及などについても、行政が積極的に支援すべきです。

＜3＞ジェンダー平等の視点も条例に

だれもがスポーツに親しみ行えるようにするには、スポーツ参加率の低い中高年女性も含め、性別にかかわらず参加しやすい環境づくりが大切です。そのためには、女性指導者の育成も重要です。これらの点も条例に盛り込むべきです。

政府は、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」において、「スポーツ分野における男女共同参画の推進」を目標のひとつに掲げています。また、石川県も「石川県スポーツ推進計画 2021」の中で「3. 女性や障害者のスポーツ活動の振興」を掲げています。